

◎新潟県告示第1419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年3月15日新潟県告示第371号）の指定を解除する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七十刈(2)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町槇原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町槇原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町槇原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町槇原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）